

空き家に関する Q&A

Q1 空き家の屋根瓦が飛んでいき、通行人にけがをさせてしまったのですが、どうなりますか？

A. その空き家が、通常備えるべき安全性を備えていなかったときには、空き家の占有者か所有者(またはその相続人)が土地の工作物責任(民法717条)を負う可能性があります。空き家を放置することは、第三者にも迷惑がかかるかもしれません。

Q2 空き家は行政が潰してくれないのですか？

A. 空き家の所有者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切な管理に努める義務がありますので、基本的には所有者が潰さなければなりません。放置しておく、行政から強制的に取り壊され、費用を強制的に徴収されるなんてことになるかもしれません。

Q3 空き家問題は過疎地に発生することだから、私には関係ないですよね？

A. 都心部でも空き家は増加しており(例えば神戸市内においても、空き家比率が全国平均を上回ることがあります)、過疎地だけの問題ではありません。2020年には全国の5件に1件が空き家になるとも言われており、日本全体の問題なのです。

Q4 実家が空き家になる前にしておくことはありますか？

A. 当該不動産の所有者や相続人になり得る人たちで話し合い、処分方法や利活用方法を決めておくべきでしょう。そして、遺言制度や成年後見制度等を利用し、円滑に処理できるようにすべきです。法的問題については、当センターの弁護士にお気軽にご相談ください。



空き家対策支援センター
TEL 078-341-5110
電話受付 平日10時～17時



兵庫県弁護士会イメージキャラクター
「ヒマリオン」

発行
兵庫県弁護士会 空き家対策支援センター
〒650-0016 神戸市中央区橘通1丁目4-3
電話 078-341-5110

お気軽にご相談ください！

空き家対策 支援センター

☎ 078-341-5110



私が死んだらこの家は
どうなっちゃうの？

ずっと誰も住んでいない
実家は大丈夫かな？

兵庫県弁護士会 空き家対策支援センター

空き家の困りごとにお答えします。

空き家対策支援センター
TEL 078-341-5110
電話受付 平日10時～17時

空き家対策支援センター 兵庫県

検索

◎ 安心して相談することができます ◎

当センターは、兵庫県弁護士会によって運営されています。空き家問題に関する知識を備えた弁護士が、専門的な見地からアドバイスを行います。

空き家対策支援センターでできること

1

法律相談を行います

空き家問題は、相続や相隣関係などがからみ、多くの場合、法的な問題をはらんでいます。そのため、空き家問題の解決には、弁護士が役立つ場面が多くあります。当センターでは、皆様の空き家問題に対する悩みに応えるべく、弁護士を紹介します。



連絡先

078-341-5110
(専用ダイヤル)



担当弁護士より
電話連絡を差し上げます

担当弁護士と面談で法律相談
(弁護士会館または
担当弁護士の事務所)

※法律相談の料金は、初回30分まで 5,500円(税込) が目安になります。担当弁護士に依頼される場合の費用は、担当弁護士と協議することになります。

2

弁護士を派遣します

自治体やNPO、地域団体などで、空き家問題に関する市民向けセミナーを開催したい場合や内部での勉強会等に、当センターが委託を受け、弁護士を講師やアドバイザーとして派遣します。空き家問題に取り組まれている方の関心事にあわせて、講師を選定します。

連絡先

078-341-5110(専用ダイヤル)

セミナー派遣費用

※セミナーや勉強会の規模に応じて、委託費用をいただきます。詳しくは当センターまでお問い合わせください。

